

災害時における支援に関する協定書

新潟県（以下「甲」という。）と新潟県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）、公益社団法人新潟県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「丙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、新潟県内において災害が発生した場合に、乙及び丙が甲及び県内市町村に対して行う支援について必要な事項を定めるものとする。

（対象となる災害）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

（支援の内容）

第3条 甲の要請により乙及び丙が行う支援は次に掲げるものとする。

- (1) 被災した家屋等の登記及び境界問題並びに境界紛争に関する相談所の開設
 - (2) 前号に定めるもののほか、特に必要な支援
- 2 甲と乙及び丙は、相談所を開設する際、その開設場所について、あらかじめ市町村と協議するものとする。

（支援の要請）

第4条 甲は、市町村から第3条に規定する支援の要請があったときは、次に掲げる事項を示して、乙及び丙に支援を要請する。

- (1) 支援の実施期間及び場所
 - (2) 支援の目的
 - (3) 支援の内容
 - (4) その他必要な事項
- 2 前項の要請は文書によりを行うが、緊急を要する場合は電話、ファクシミリ等の方法により行い、後日速やかに書面を送付する。

（支援の実施）

第5条 乙及び丙は、前条の規定による要請を受けたときは、速やかに業務を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援が出来ない場合には、その旨を遅滞なく報告するものとする。

（守秘義務）

第6条 乙及び丙は、支援上知り得た秘密を第三者に漏らしたり、又は知り得た情報を営業目的に使用してはならない。

（費用負担）

第7条 第3条に係る乙の会員及び丙の社員の人件費及び派遣に係る費用は、乙及び丙が負担する。

2 その他の費用負担については、甲と乙及び丙が協議して定める。

（補償）

第8条 甲の要請に基づき、支援業務に従事し、又は協力する乙の会員及び丙の社員が、これがために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における補償は、乙及び丙の負担とする。

（被害認定調査への協力）

第9条 甲は、災害時に市町村から被害認定調査に関する支援要請があったときは、乙及び丙に当該市町村への協力を要請する。

- 2 乙及び丙は、前項の要請があったときは、これに協力するように努める。
- 3 前2項の実施にあたり、実施方法など必要な事項は市町村と乙又は丙の間で協議し、甲は必要な助言を行う。

（要請窓口）

第10条 第4条及び第9条の要請は、乙に対して行い、乙は要請内容を丙に伝達する。

（情報交換等）

第11条 甲と乙及び丙は、平常時から相互の連絡体制及び被害認定に関する事項について情報交換等を行う。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了日まで、甲乙丙いずれからも意思表示がないときは同一条件で更新されたものとし、以後も同様とする。

（協議）

第13条 この協定に定めのない事項及び、この協定の実施に関して疑義が生じた時は、その都度甲乙丙間で協議のうえ決定する。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙署名のうえ各1通を保有するものとする。

平成27年4月22日

新潟市中央区新光町4番地1

甲 新潟県
代表者 新潟県知事

泉田 裕彦

新潟市中央区上大川前通6番町1211番地5 三好マンション鏡橋3階

乙 新潟県土地家屋調査士会
代表者 会長

阿部 春男

新潟市中央区明石二丁目2番20号 明石ビル101号

丙 公益社団法人新潟県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
代表者 代表理事

小林 貞夫